はじめに

政府の規制改革会議では「介護・保育等事業における経営管理の強化」が平成25年12月に取りまとめられ、昨年6月には「最優先案件」として審議が続けられてきました。

平成24年度の介護保険改正以降、介護保険報酬の算定において基本部分と加算部分の分離報酬方式に変わってきています。今後、当面の間、増大する高齢者人口と介護に係る国家予算の関連において少しでも抑えようとする国策である。

また、社会保障と税の一体改革の一環として、消費増税が段階的に行われる予定であり、平成26年4月に消費税が５％から８％に上り、これを受けて介護単位数が若干上乗せされることになり、4月1日から新単位で利用者と契約を行うこととなった。しかし、上げ幅は0.63％で業者支払い分等の消費税差額３％を補填するに過ぎないのが現状である。

また、今年度は3年に一度の介護保険改定が予定されており、すでに介護報酬が2.27％減少する閣議決定がなされました。

敬和会においては、更なる経費の削減と無駄をなくす努力が余儀なくされてきます。

一方で、社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として一定の規制の下で事業を実施することや地域の福祉ニーズに対応することが求められております。

社会福祉事業の質をより高める不断の努力と地域のニーズを広い制度の狭間を埋めるための取組み等を積極的に行うことにより、高いレベルで社会の信頼を得ていかなければなりません。

社会福祉法人敬和会では、先駆性や開拓性、安定性や継続性に着目し、地域社会との共学共歩を原点に、地域社会の信頼性を一層深めるよう限りない努力を続けてまいります。

基本理念

１．利用者に敬愛の情を持って接し、「安らかなる老人の生き甲斐を守り育む」精神を重んじ、明るい施設づくりと更なる安心できる地域福祉の拠点づくりに努めます。

２．利用者一人ひとりをあるがままに受け入れる中で、人間的な生活が楽しくできるような環境づくりに努めます。

３．創造性と柔軟な思考で利用者に信頼される介護に努めます。

この３点を基本理念として、今日的な地域福祉の拠点となる施設づくりに努めます。

事業方針

本法人の基本理念に基づき、利用者が安全に利用できることのみならず精神的な安心が得られる上質なサービスを提供し、また、そのサービスを提供することができる職員を育成することを基本方針とする。

　上質なサービスを提供するためには、事業所及び職員の支援に関する知識及び技術の習得を通じて能力向上が必要である。知識面では階層別・職務別などの法人内研修の充実と外部研修への参加をこれまで以上に奨励し、技術面では各事業所内での支援に関するミーティングの積み重ねや、関係諸機関との討議や意見交換あるいは管理職及び中間管理職が日常的にきめ細かな指導を行うことにより実践してまいります。

　利用者の皆様に「安心・安全・信頼」のサービスを提供し、共生するとともに、地域に信頼される施設として継続的改善を常に心がけてまいります。

重点取り組み事項

　社会福祉法人を取り巻く経営環境は今後も厳しいものがあると予想されていますが、地域福祉の推進役としての社会福祉法人の役割はさらに重要になります。厚木市の2014（平成26）年における７５歳以上の人口は、20,080人を数え、２０００（平成12）年の介護保険制度の創設以降増え続け、今後２０２５（平成37）年までの１０年間は急速に増加すると予想されております。このような高齢化の進展に伴い介護ニーズの増大と多様化（価値観の変遷と経済の変動）が進む中で、高齢者福祉施策もさまざまに変化をしてきております。すなわち、事業の継続、進化をするには、計画的に「はこ」「もの」「ひと」の充実を行うことが重要と思われます。

また、社会福祉法人に求められる社会貢献とは何かを法人として正面から捉え、「社会貢献活動」を下記の通りに具現化して実行する年度としたい。

①　地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施。

②　地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施。

③　災害時における各種支援活動の実施。

④　貧困・生活困窮者等を対象とした食事提供等の生活支援の実施

⑤　他法人との連携による人材育成事業の実施。

2015（平成27）年度は、こうした変革に的確に対応し、利用者が住みなれた場所で、安心して、元気に、生き生きと暮らすことができるよう、利用者個々の状況に合わせた介護サービスの提供に努めます。また、地域に根ざした施設として、高齢者福祉の推進のためその専門性を生かした取り組みを行っていきます。介護人材の確保が困難になっている中で、研修や各種委員会を通して職員の資質向上をはかり、働き甲斐のある職場の実現を目指します。そして、各事業を通じ、地域福祉の向上に努め、社会に信頼され、評価される社会福祉法人を目指してまいります。

具体的には、昨年度に引き続き、全施設共通の「重点取組事項」を継続し、加えて今年度は、法人に求められる「社会貢献」とはどうあるべきかを具現化しつつ、各部門において計画立案及び運営を行ってまいります。

（１）利用者サービスの充実

（２）地域福祉サービスの推進（社会貢献への取組み）

（３）職員育成の充実と働き甲斐のある職場の実現

（４）経営安定の確保

○　今後の課題

　～安定した運営の実現と安心できるより良いサービス提供の実現～

　・社会や地域の様々な福祉需要に迅速に、かつ、きめ細かく応えていくこと

　・地域のセーフティネット担い手となる社会福祉法人としての使命

　・継続的な事業を行うための財源の確保

　・現場を支える法人本部並びに事務局体制、機能の強化

　・職員の育成と人材の確保

　・職制、職務分掌と利用者支援に求められる職員像の見直し

　・利用者支援の質の向上

　・災害に強く安心して過ごす設備やシステムの確保

　・ホームページ等を活用した広報活動

**〔基本方針〕**

|  |  |
| --- | --- |
| 生活支援課 | 地域支援課 |
| Ｈ２７年４月より、介護保険が改正され介護報酬の減額や入居者の介護度の制限等が設けられました。それに伴い、施設運営を安定したものにするには、今まで以上に経営を意識した運営が大切になります。又、他施設が増える中で「選ばれる施設」を構築していく為には、地域に密着し、貢献できる施設作りを目指していきます。その為にも、研修参加や委員会活動等を積極的に実施し、職員ひとり一人のスキル向上に努め、ご利用者やご家族が安心して頂けるようなサービスを提供していきます。 | 　　　高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、介護サービスや介護予防サービス、高齢者保健福祉サービスなどが高齢者の多様なニーズに応じ、適切に提供できる環境づくりが重要であります。　　　在宅サービスである居宅介護支援、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域包括支援、配食サービスおよびえまーぶる（通所介護・居宅介護支援）の運営については、常に利用者およびご家族の立場になって福祉の基本理念（接遇・福祉の心）を大切に、介護の専門機関としての知識・経験を活かし、ご利用者一人ひとりに適応した、きめ細やかな質に高いサービスの提供に努め、且つ、個の尊重、自立支援、サービスの良質性を重要な視点として日々の業務に専念することを基本的方針とします。 |
| 総　　務　　課 | 管　　財　　課 |
| 　法人の経営理念に基づき、健全な事業経営を通して良質かつ高度なサービスを提供するために、常に経営の刷新に心がけ、情報を公開して透明性を確保し、地域の皆様に信頼され、選ばれる施設・開かれた施設づくりを進めます。 | 　介護保険改定後は、節約への意識が更に重要となってきております。効率的な建物・設備の維持保全を実施し、光熱費等の削減努力を継続的に行いつつ、入居者・ご利用者がより良い環境のもとで安心して生活して頂けるよう業務を行ってまいります。 |

**〔重点取組事項〕**

**１　利用者サービスの充実**

|  |  |
| --- | --- |
| 生活支援課 | 地域支援課 |
| ①　既存ユニットの充実。* ユニットケアの精神を生活やケアに取り入れる。
* 生活の中に楽しみを持てるようにするためのレクリェーションの充実。

②　家族参加の充実。* 行事の協力を依頼する。（草むしり、掃除など）家族が参加しやすいシステムや環境づくり。

③　入居者の自立支援の充実。④　生活者としての当たり前の権利を守る。* 拘束（言葉、無視、排除、行動制限など）をしない介護。
* 接遇（ご利用者を大人、大人としての接遇マナー）
 | ①　自立支援に向けた質の高いサービスを目指す。②　当たり前の生活の保障と地域との関係の継続を支援する。 |

**２　地域福祉サービスの推進（社会貢献への取組み）**

|  |  |
| --- | --- |
| 生活支援課 | 地域支援課 |
| ①　ボランティア受入の充実。②　短期入所利用者への在宅支援サポート。③　対応困難利用者の積極的な受け入れ。 | ①　総合的な相談・援助業務の拠点としての充実を図る。②　多職種・行政との連携を図る。③　福祉ニーズの発見と実践へのアクション。 |
| ④　社会貢献への取組み○　法人に求められる地域の単身高齢者等の見守りを配食サービス等を通して実施する。○　災害時における第二避難所（市の指定）として支援活動の実施。○　荻野地域包括支援センターとの連携の下、貧困・生活困窮者を対象とした食維持提供等の生活支援の実施。○　地域福祉に関する相談支援・研修講師派遣。○　敷地、会議室、バス等の無償開放。車いす等福祉用具の無償貸与。 |

**３　職員育成の充実と働き甲斐のある職場の実現**

|  |  |
| --- | --- |
| 生活支援課 | 地域支援課 |
| ①　組織の一員としての自覚や敬和会の理念を理解し、福祉の心を持って仕事に従事する。②　各種委員会や会議を通じて、各部署の相互理解や共通理念を共有する。③　福祉専門職としての知識や技術の向上のための研修参加の推進。* 内部及び外部研修への参加者を通して、個々のレベル向上を図る。

④　チームワークを意識した気づきの介護の実践。 | ①　敬和会の経営理念を理解し、組織の一員としての自覚を持つ。②　プロとしての接遇マナーとチームケアの実現。③　職員研修や委員会活動の充実と参加。 |

**４　経営安定の確保**

|  |  |
| --- | --- |
| 生活支援課 | 地域支援課 |
| ①　各部署での経費節減への取組み。* 不要な電力消費の削減への取組み。

②　利用率の安定と新規利用者の獲得。 | ①　経費削減への取組み。②　定員目標を目指す。③　事業内容の透明性と明確化を図り、情報の共有化の継続。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 総　　務　　課 | 管　　財　　課 |
| **１　利用者サービスの充実**①　利用者が主役であり、介護食員のサポート体制を裏方としてしっかり支える。②　心からの接遇③　ご家族からの満足度・信頼感が得られる謙虚な姿勢。④　ご利用者ならびにご家族からの不満・苦情に対する即時対応。**２　地域福祉サービスの推進（社会貢献への取組み）**①　ご利用者自身によるサービスの選択を十分可能にするため、最新情報の紹介・提供に努める。②　地域包括・居宅介護支援との連携強化によるご利用者宅訪問。「見える化」を推進し、けいわ荘のアピールに務める。③　誰もが住み慣れた地域において、安心できるよう、潜在化している多様なニーズを取り上げ、地域の自主的な福祉活動・地域住民・民間組織・各種市民団体との協働のもとに事業を展開。④　効率と効果を図る。⑤　社会貢献への取組みについて本格的な検討に入る。**３　職員育成の充実と働き甲斐のある職場の実現**①　チームワークづくり②　施設内研修会の継続化と仲間意識の強化。③　適切な指示・命令系統の確立。④　発信力と情報の共有化。**４　経営安定の確保**①　稼働率の向上②　利用者増大のための広報活動。③　無駄をなくす努力は至上命令。 | **１　ライフラインの再確認と点検整備**①　水道管漏水による断水防止の対策。②　設備機器の正常な運転と老朽化した機器の交換時期の検討。**２　消耗費削減の推進**①　節約は無駄をなくすことを第一とする。②　機器交換時、ECO機種への検討と段階的なLED照明・器具への移行。③　自主的なメンテナンス業務の推進。**３　地震時の対策及び火災予防、訓練の実施**①　地震発生時に備えて災害予防の対策。②　消防訓練の実施。**４　交通事故防止の対策と施設車両の管理**①　交通事故防止対策。②　施設車両の維持管理。 |

**地域包括支援センター**

（基本目標）

　　介護保険制度の改正により、「地域包括ケアシステム」の構築をするための中核機関として地域包括支援センターが位置づけられています。今まで以上に地域にある重要な機関として、業務に取り組んでまいります。

（重点取組事項）

　（1）利用者サービスの充実

　（2）地域福祉サービスの推進

　（3）職員育成の充実と働き甲斐のある職場の実現

　（4）経営安定の確保

|  |
| --- |
| 地域包括支援センター |
| **１　利用者サービスの充実**①　総合相談支援の充実。②　家族介護支援。**２　地域福祉サービスの推進（社会貢献への取組み）**①　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務。②　地域ケア会議の開催。③　法人成年後見事業。**３　職員育成の充実と働き甲斐のある職場の実現**①　権利擁護の推進。②　大学との連携。**４　経営安定の確保**①　他機関との連携強化。②　予防給付ケアマネジメント業務。③　広報活動 |